

## 政策評価の実施に関する要領

### 第1 趣旨

この要領は、鎌ヶ谷市行政評価実施要綱（平成18年鎌ヶ谷市告示第40号）（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、政策評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 対象

政策評価を実施する政策は、次に掲げるものとする。

- (1) 「基本構想」（平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」を構成する別表第1に掲げる政策
- (2) (1)に掲げるもののほか、行政評価担当部長が必要と認める政策

### 第3 評価表の様式

評価表の様式は、次のとおりとする。

- (1) 政策個別評価表 別記様式1のとおり
- (2) 政策間優先度評価表 別記様式2のとおり

### 第4 政策担当マネジャー

政策評価を円滑に行うため、政策担当マネジャーを置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、それぞれの担当する政策は別表第1に掲げるとおりとする。政策担当マネジャーの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 評価表の作成。
- (2) 評価表の作成にあたっての調整
- (3) その他政策評価に関すること

### 第5 評価表の提出

評価表は、政策担当マネジャーが作成・調整し、必要に応じて他の政策担当マネジャーとの協議を経た後、行政評価担当課へ提出する。

### 第6 評価表の調整

行政評価担当課は、政策担当マネジャーから提出を受けた評価表について、必要な調整を行う。

### 第7 結果の公表

政策評価の結果は、政策会議に付議し、必要な調整を図った後、市のホームページ等で公表する。

### 第8 結果の活用

政策評価の結果は、政策等の策定及び実施並びに予算、組織、定員管理、能力開発等へ活用するよう努める。

### 第9 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表第 1

政策番号	政策	政策担当マネジャー
1 1	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます	健康福祉部長
1 2	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくれます	生涯学習部長
1 3	人間性豊かな子どもの育成環境をつくれます	生涯学習部長
1 4	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくれます	市民生活部長
2 1	人と自然にやさしい地域社会をつくれます	市民生活部長
2 2	快適な暮らしの環境をつくれます	市民生活部長
2 3	安全に暮らせる社会システムをつくれます	市民生活部長
3 1	魅力あふれるまちづくりを進めます	都市建設部長
3 2	都市活動を支える交通網整備を進めます	都市建設部長
3 3	活力ある産業を育成します	市民生活部長
4 1	計画の実現のために	総務企画部長

別表第 2

部局名	政策担当マネジャー
総務企画部	総務企画部長
市民生活部	市民生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
都市建設部	都市建設部長
生涯学習部	生涯学習部長
消防本部	消防長

別記様式1

鎌ヶ谷市政策評価表							
政策の名称							
基本目標						政策担当マネージャー	
重点政策該当有無						マネージャー氏名	
I 改革・改善内容(=政策をより良く実施するための方策)							
①前回の評価で掲げた内容				③改革・改善内容			
②①に基づく取り組み結果							
II 政策の目的・概要							
①目的	対象			意図(対象をどうするのか)			
②政策の概要							
③環境分析(状況変化や今後の見込み・市民意向など)							
III 事務事業の成果やコストの状況							
①平成～年度の施策の成果							
②施策成果指標		指標名称	単位	平成年度	平成年度	平成年度	目標値(年度)
	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
	6						
	7						
	8						
	9						
	10						
	11						
	12						
	13						
14							
③政策の事業費		平成 年度決算	平成 年度決算	市民一人あたり事業費( 年度決算)		平成 年度予算	
事業費(千円)							
IV 評価・検討							
①課題(目的に対する現状など)							
②総合評価				③総合評価の理由			
V 今後の方向性							
①成果の方向性					②コストの方向性		
③特に重点化する施策							
④上記方向性の説明							

